

# 後期高齢者医療制度のお知らせ

## ～ 平成29年度の保険料等について ～

### 7月に保険料額をお知らせします

平成29年度の保険料につきましては、7月に個別にお知らせします。

《保険料の計算方法》

|                                    |   |  |   |                                      |
|------------------------------------|---|--|---|--------------------------------------|
| 均等割<br>【1人当たりの額】<br><b>49,809円</b> | + | 所得割<br>【本人の所得に応じた額】<br>(平成28年中の所得-33万円) ×<br><b>10.51%</b> | = | 1年間の保険料<br>【限度額57万円】<br>(100円未満切り捨て) |
|------------------------------------|---|--|---|--------------------------------------|

- 1年間の保険料の限度額は57万円です。
- 年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割で計算します。
- ※ 「所得」とは、前年の「収入」から必要経費（公的年金等控除や給与所得控除額など）を引いたものです。

### ◆ 保険料の軽減

#### ① 均等割の軽減

- 軽減は被保険者と世帯主の所得の合計で判定します。
- 被保険者ではない世帯主の所得も判定の対象となります。
- 65歳以上の方の公的年金等に係る所得については、さらに15万円を引いた額で判定します。

| 所得が次の金額以下の世帯                               | 軽減割合   | 軽減後の年間均等割額   |
|--|--------|--------------|
| 33万円かつ被保険者全員が所得0円<br>(年金収入のみの場合、受給額80万円以下) | 9割軽減   | 【年額】 4,980円  |
| 33万円                                       | 8.5割軽減 | 【年額】 7,471円  |
| 33万円 + (27万円 × 世帯の被保険者数)                   | 5割軽減   | 【年額】 24,904円 |
| 33万円 + (49万円 × 世帯の被保険者数)                   | 2割軽減   | 【年額】 39,847円 |

※ 平成29年度から、均等割5割軽減・2割軽減の軽減判定所得が拡充されました。

#### ② 所得割の軽減

- 被保険者個人の所得で判定します。

| 所得が次の金額以下の方            | 軽減割合        |
|------------------------|-------------|
| 所得から33万円を引いた額が58万円以下の方 | <b>2割軽減</b> |

※ 平成29年度から、所得割の軽減割合が「5割」から「2割」に変更されました。

#### ③ 被用者保険の被扶養者だった方の軽減

- この制度に加入したときに被用者保険の被扶養者だった方については、所得割はかからず、均等割が**7割軽減**となります。(49,809円→14,942円)

※ 平成29年度から、被用者保険の被扶養者だった方の均等割軽減割合が「9割」から「7割」に変更されました。なお、所得の状況により、均等割の軽減割合が9割、または8.5割に該当することがあります。

※ 被用者保険とは、協会けんぽ等、主にサラリーマンの方々が加入している健康保険のことで、市町村の国民健康保険等は含まれません。

## ◆ 保険料の減免

保険料のお支払いが困難な場合は、住民課戸籍年金医療グループへご相談ください。  
災害、失業などによる所得の大幅な減少、その他特別な事情で生活が著しく困窮し、保険料のお支払いが困難な方については、保険料の減免が受けられる場合があります。

## ◆ 保険料のお支払い方法

保険料のお支払いは、「年金からのお支払い」と「口座振替」を選ぶことができます。

**「口座振替」を希望される方は、住民課戸籍年金医療グループへお申し出ください。**  
(お申込みに必要なもの:ご本人の保険証・口座振替を希望する金融機関の預金通帳とお届け印)

- 「年金からのお支払い」から「口座振替」に切り替わる時期は、お申し出の時期により異なります。
- 税申告の際の「社会保険料控除」は、お支払いする方に適用されます。  
(年金からのお支払いの場合、お支払いいただくご本人の社会保険料控除の対象になります)

## ■ ジェネリック医薬品の利用について ■

- 医療機関で処方される薬には、新薬(先発医薬品)とジェネリック医薬品(後発医薬品)があります。
- ジェネリック医薬品の処方を希望される方は、医師や薬剤師にその旨を伝えるか、医療機関や薬局の受付窓口に「希望カード」を提示することによりお願いすることができます。  
「希望カード」が必要な方は住民課戸籍年金医療グループまでお問い合わせください。

### 効き目・安全性について

ジェネリック医薬品は、新薬と同等の効果・効能を持ち、厚生労働省の基準を満たしている安全なお薬です。  
※ ご希望される場合は、必ず主治医や薬剤師によく相談しましょう。

### 価格について

ジェネリック医薬品を利用すると、お薬代が安くなります。薬によって異なりますが、新薬より安くなり、中には5割以上安くなるものもあります。

## ■ 病院にかかるときはこんな点に気をつけましょう ■

自分自身のからだの状態に関心と責任を持ち、お医者さんとの対話を大切にしながら、病気に向き合っていくようにしましょう。

- かかりつけの医師を持ち、気になることがあったら、まずは相談しましょう。
- 具合が悪いときには早めに受診し早めに対処しましょう。
- 同じ病気でいくつもの医療機関を受診することは控えましょう。
- 休日や夜間に救急医療機関を受診しようとする際には、平日の時間内に受診することができないか、もう一度考えてみましょう。

### 〈 お問い合わせ先 〉

\* 北海道後期高齢者医療広域連合  
〒060-0062  
札幌市中央区南2条西14丁目  
国保会館6階  
電話 011-290-5601

\* 剣淵町役場  
住民課戸籍年金医療グループ  
電話 34-2121 (内線414)